

令和4年8月25日  
昭和大学医学部法医学講座教授・元最高検察庁検事  
城 祐一郎  
於:ACPF さいたま支部

## 取調べの真実

—どうして被疑者は取調官に対して真実を話すのか—

### はじめに

今回、アジア刑政財団(ACPF)さいたま支部において、「取調べの真実—どうして被疑者は取調官に対して真実を話すのか—」ということでお話しをさせていただく機会を与えていただきましたことに、まずもってお礼を申し上げたいと思います。これは、私がアジア刑政財団さいたま支部長に就任したことでの企画であったところ、新型コロナウイルス感染症のため実施することができず、既に、2年程経過してしまっておりますが、ようやくその機会を得ることができたという次第ですね。

この財団の関係者としては、保護司の方々など、犯罪者の更生に関わる仕事をしていただいている方も多いため、被疑者が真実を語ることがその更生につながるという観点からお話ししようと思います。なお、捜査に関する実務的なことにはあまり詳しくない方々もおられると思いますので、制度的なことや、法律的なことは少々詳しくお話ししていこうと思っております。

### 私の経歴

まず、最初に私の経歴を簡単にお話ししておきますが、私は、平成30年4月1日から現在に至るまで、昭和大学医学部法医学講座の教授として、医師を目指す医学部の学生に対して、法医学という分野の学問を教えております。法医学というのは、死体を解剖することなどによって、犯罪捜査や裁判に必要な医学的事項などを研究したり、これを応用して犯罪を解明するなどの学問領域であります。私自身も死体解剖には関与しますが、私が学生に教える内容としては、主として、医学と法学の境界にあるような問題、例えば、安楽死・尊厳死の問題や、性同一性障害の問題、更には、医療過誤の問題などについて、法的な側面と医学的な側面との双方から講義しております<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> なお、私の授業では、拙著「現代医療関係法」(成文堂)という本を教科書として使っておりますが、興味のある方にはご一読をお勧めします。比較的簡単に読めるように書いてあります。

私は、この大学に来る以前の平成30年3月末日までは、35年間にわたって、検事をやってきました。検事は、警察を指揮して犯罪の捜査に従事する(犯罪捜査)ほか、起訴された事件の公判に従事する(公判立会)などの職務を担当する法律家であります。通常は、司法試験に合格して、その後、司法修習という見習い期間を経て、法務省の外局である検察庁に検事として採用されることで任官いたします。

私は、名古屋大学法学部に在学中に司法試験に合格し、その後、昭和58年4月、検事として任官し、東京地検検事となりました。そして、1年間の新任検事としての勤務の後、同59年4月に徳島地検に異動になり、そこで2年間勤務しました。そして、その後、大阪地検に異動しました。この時の大阪地検では合計4年間勤務したのですが、公判部、刑事部、堺支部と各1年ずつ勤務し、その最後の年に大阪地検特捜部に所属することとなりました。

その後、私は、東京地検特捜部、大阪地検特捜部、神戸地検特別刑事部、大阪地検特捜部と異動しました。特別刑事部というのは、特捜部が東京地検、大阪地検、名古屋地検の3つにしかないことから、それ以外の大規模な検察庁に置かれている特捜部のミニ版であります。

ですから、この頃の私は、特捜部の仕事、つまり、検察官(検事のほかに副検事が含まれます)が警察の力を借りずに独自に捜査をする職務に10年以上にわたって就いておりました。これは私が検事に任官する頃からの希望でしたから、その希望どおりの仕事に従事できたということでもあります。

その後、平成12年4月には、国連アジア極東犯罪防止研修所の教官となりました。これは国連と法務省が合同で設立した研修組織で、海外から警察官や裁判官等の司法関係者などを我が国に呼び集めた上、英語を公用語として研修等を実施する機関であり、私はその教官として3年間勤務しました。

そして、再び、検察の現場に戻り、平成15年4月に大阪地検刑事部副部長となり、その後、大阪地検特捜部副部長、大阪地検交通部長、大阪地検公安部長として勤務しました。

その後、皆さんも見たことはあると思いますが、犯罪白書という書物などを発行する業務などを担当する、法務総合研究所研究部長となり、平成21年7月、大阪地検堺支部長、同23年4月には、最高検察庁に入り、そこで刑事部検事、公安部検事として勤務した後、同30年3月末に検察庁を退職いたしました。そして、先にも申しましたように、翌4月1日から現在の昭和大学医学部教授となっております。

## 検事の仕事—特に取調べについて

検事の仕事は、先にも申しましたように、犯罪捜査と公判立会であります。後者については、法廷ドラマなどで見たことがある人も多いと思いますのでイメージはわくと思います(今回の講演では公判に触れることはありませんが)。これに対し、前者について

は、警察が犯罪捜査をするということは、これも刑事ドラマなどで皆さんもご存知だと思いますが、検事の仕事としても、犯罪捜査は大きなボリュームを占めております。

一般的には、刑事部に所属する検察官が警察の捜査した事件の送致を受けて、必要な補充捜査の指示をし、自らも被疑者や被害者、更には、目撃者などの参考人の取調べを行います。

実際のところ、検事の仕事のほとんどは取調べです。私も新任検事になって、東京地検刑事部に配属された際、元より分かってはいたことでしたが、本当に朝から夜まで、ずーと取調べをしていました。もちろん、警察も先に被疑者や参考人の取調べをやって来て供述調書を作成してくれておりますが、検察官の取調べやその結果作成される供述調書は、刑事訴訟法上、重みが違うというか、法的効力が異なっていますので、警察が供述調書を作成していても、検察官も自分で取り調べて供述調書を作成しなければならないのです。

そして、検察官は、次から次へと配点されてくる事件の記録を読んで、直ぐに警察に指示して、参考人や被疑者の呼出しの手配をしてもらいます。刑事部の検事は、地検の規模などによって異なりはしますが、だいたい常時、身柄事件(これは逮捕、勾留されている被疑者の事件を指します)を5件から10件くらい(場合によってはそれ以上)、在宅事件(これは勾留等の身柄拘束を受けていない被疑者の事件を指します)を数十件くらい抱えております。ですから、毎日、違った事件の被疑者や参考人を次々と取り調べることになるのです。特に、身柄事件は、最長で20日の勾留期間しかありませんから、その間にすべての捜査を終了させなければならず、忙しい時には、土日も祝日も出勤して取り調べをしております。

そして、その傾向が特に顕著になるのが特捜部や特別刑事部です。これらの部署では、基本的に警察の力を借りずに検察官だけで捜査をしますから、先に刑事部の事件の説明をした際の警察官による取調べや供述調書の作成などが存在しないことから、被疑者の取調べなども一から十まですべて自分でしなければならないからです。特に、特捜部において、何人もの被疑者が一つの事件に関わる共犯事件の捜査をして、何人もの被疑者を逮捕するような事件の捜査をする際には、各検察官が一人の被疑者を専属で取り調べることとなります。この場合、当該検察官は、自分で被疑者を逮捕し、その後、起訴などの最終処分がなされるまで、通常20日程度、その被疑者の取調べを連日いたします。ですから、特捜部で身柄事件の捜査をする際には、その勾留期間中に土日があっても、検察官には、まったく関係がなく、毎日出勤して取調べを実施しております。

私の経歴からもわかると思いますが、私は、管理職になる前は、その大半が特捜部や特別刑事部で勤務しており、被疑者や参考人の取調べをすることが生活の全てでありました。そういった意味で、私が取調べについてお話するのは、まあ畑違いということにはならないだろうと思っております。

ただ、これからお話しすることは、あくまで私個人の見解にすぎず、検察庁は一切関係ありませんので、そこのところはよろしくご理解ください。元検事の城が何々と言っていたから、検察庁も同じだという言い方は誤りですので、そのようなことがないようにお願いいたします。

そして、私は、予てより、取調べにおいて、被疑者に真実を話させる必要があるのは、①事案の真相の解明、②被害者の救済、③被疑者の更生の3点にあると言ってきました<sup>2</sup>。以下、①から順に説明していきます。

### 取調べが事案の真相の解明に役立つものであること

この①の説明をする上で、特捜部での取調べを例に挙げてお話しします。

特捜部での勤務は、最初のうちは、主任検事の下での応援の取調べだけです。刑事部では、先に説明しましたように、自分で警察を指揮したりしますが、特捜部では最初のうちは誰かに指示したりするような立場にはなりません。とにかく、主任検事の応援として、与えられた被疑者や参考人の取調べをし、彼ら彼女らに真実を供述させるということだけが仕事になります。

今では、検察庁は、客観証拠、客観証拠とばかり言って、取調べをあまり重視しなくなってきており、以前に比べて取調べの重要性が相当に下がってきていると思います。しかしながら、被疑者からの真実の告白がないと事件の真相が分からないということはいくらでもあります。特に、それが顕著に問題となるのは詐欺事件です。

特捜部や特別刑事部に所属していると、検察庁に直接に持ち込まれる告訴・告発事件をたくさん取り扱います。我々は、そのような告訴・告発事件を、直告事件と呼んでいます。警察に対する告訴・告発事件は、その後、検察庁に送付されてきて送付事件と呼ばれるのですが、我々のところに直接に来る告訴・告発事件ですから、直告事件と呼ぶのです。

この直告事件のうち、私の感覚で最も多いと感じるのは詐欺事件です。売買契約等を締結し、代金も支払ったのだが、その契約どおりの履行、例えば、約束の物品の引渡しなどをしないのだから詐欺であるという告訴や、貸した金を返してくれないから詐欺であるという告訴などはよく見られます。このような事件では、多くの場合、契約書やその他関係書類が残っていることが多く、外形的事実については争いがない事件も少なくありません。ただ、被告側人の主張は、たしかにお金を返していないとか、契約を履行していないということがあるにしても、それは後に生じた事情によるのであって、当初から騙すというつもりはなかったという否認がほとんどといってよいと思います。

---

<sup>2</sup> 当初、「Q&A 実例 取調べの実際」(立花書房)(絶版)において述べたことですが、その後、同様の内容を拙著「取調べハンドブック」(立花書房)で述べていますので、興味のある方は、それらをご一読願えればと思っております。

当初から騙すつもりがなければ、それは詐欺でなく、単に、契約を予定どおり履行できなかったという債務不履行でしかなく、民事上の問題に過ぎないということになってしまいます。このような被疑者の主観面に関する否認は、本人がそう思っていたという内心の意図ですから、これが嘘であると認定するのは相当に困難なことです。

実際のところ、そのような否認を覆せるような客観証拠が書面に残っているようなことはまずありませんし、詐欺の犯意を認めているようなメールや第三者とのやりとりが都合よく残っているようなことも、通常はまずないでしょう。せいぜい被告訴人がまともに債務の履行をしようとしなかったという不誠実な状況などが、関係者の供述から得られるかどうかといった程度の証拠しか集まらないのが普通です。これだって、被告訴人からすれば簡単に反論ができるような内容でしかないと思われます。

このような場合、客観証拠至上主義として、客観証拠がない以上、無理して被疑者を処罰する必要などないのだと考えるというのなら、検察官が何も頑張る必要はないのだろうと思います。

しかしながら、実際のところ、たしかに客観的な証拠、これには関係者の供述も含めてのことではありますが、それによってでは、被疑者の詐欺に関する犯意を立証できる可能性はほとんどないものの、やはりこの被告訴人は詐欺をしたらろうと心証が取れる事件は相当にあります。むしろ、直告事件のかなりのもはこの部類に含まれると思います。そうなると、検事として、このような事件にどのように取り組むべきかということが問われることとなります。

このような場合には、被告訴人である被疑者を「割る」しかないという言い方をしますが、つまり、真相を告白させるしか方法はないと思います。ただ、これは簡単なことではありません。詐欺の被疑者は、なかなかしたたかな者も多く、だから平然と嘘をついて被害者から金を騙し取ったりできるのですが、それゆえ、簡単には落ちないのです。特に、そのような被疑者を、在宅で、つまり、逮捕せずに取り調べても、通常は、落ちないでしょう。そうなると、被害者供述の信用性は高く、騙されたという状況が認められるだろうと考えられるにしても、被疑者の詐欺の犯意については否認されていますから、その点に関するぎりぎりの証拠関係で逮捕状を請求し、裁判官が発付した逮捕状で逮捕し、更に勾留請求をして裁判官による勾留決定を得た上での取調べで勝負するしかないこととなります。直告事件の詐欺事件において、担当検事が、あくまで起訴して戦う事件であると判断した場合には、このようなリスクを負って身柄を取るようになります。

## 取調べの実際

そうなると身柄の取調べを担当する検事は、ものすごいプレッシャーの中で仕事をすることになります。このプレッシャーは半端なものではありません。自分がその被疑者を落とせないとその事件が潰れ、本来は、被疑者を起訴して処罰することで、被害者を納得させて救済すべきであるのに、それができないこととなります。上司や先輩から

も、お前が割れないから、この事件が潰れたんだと言われることになります。もとより、そのような難しい被疑者を任せられるということは、それなりに落とせる能力があると見込まれたからであります。しかしながら、自分が見込まれて、その被疑者を任せられたのだと分かっていることから、その期待に応えようという気持ちが生じ、それが更にプレッシャーとなるのです。このような重圧に耐えられない人には、特捜部の検事は無理ということになります。

私の場合も、その種の事件はいくつもやらされましたから、そのプレッシャーは何度も味わいました。本当に苦しい思いを何度もいたしました。共同捜査の応援に入って、ある事件の強制捜査をするという段取りの中で、取調を担当する検察官に対しては、強制捜査に着手する数日前に、自分が担当する被疑者が告げられます。そうすると、私の場合は、24時間、その被疑者のことしか考えなくなります。その被疑者に関する事で既に証拠として得られている証拠物や関係者の供述は全部頭に入れておき、こういうことを聞いたらどう答えるだろうか、本当のことを言わせるには、どのような事柄から聞いて行くのがいいのだろうかということを、頭の中で何度も何度もシミュレーションします。その中でこのようにすれば多分本当のことを言わせることができるのではないかと、この確信に近いものが得られるまで考え続けます。

そして、それと共に、食欲が激減していきます。食べることに興味がなくなるという感じになります。したがって、だんだん体重も減っていきませんが、それは苦痛でもなんでもありません。ただ、食べることより被疑者のことという感覚になっていますから、感覚が研ぎ澄まされていくという感じなんでしょうね。

実際に逮捕する日は、ほぼ始発の電車に乗って逮捕のための集合場所か、検察庁かのいずれかに行きます。そして、その際には、コンビニエンスストアでいくつか新聞を買っていきます。これから逮捕しようとする事件の前打ち、つまり、誰々が逮捕される予定ですよとマスコミが書いているかどうかを確認するためです。書かれていないときのほうが多いのですが、ずばり書かれていることもありました。そんな時は、ほぼ必ず、その新聞が出た直後に、被疑者は病院に逃げ込んでおりましたね。

そんな状態で被疑者の自宅へ任意同行に向かいます。あるいは、事務官が連れてきてくれる場合もあり、そんなときは検察庁で待ちますが、いずれにしても、その日は朝から何も食べません。被疑者の喉笛に食らいつくつもりですから、何か食べたいという気持ちすら起きないのです。そして、被疑者に会った瞬間から、相手がどのような態度を取ろうと、絶対に真相を供述させるという覚悟で臨みます。否認などできるならいくらでもやってみる、絶対に覆すことができるというぐらいの心境になっております。

そして、逮捕状を執行して逮捕し、続いて、弁解を聞くための手続をして、その弁解を録取する書面を作成した上で、被疑者を拘置所に連れていきます。その後、必要な取調べなどをしたり、押収した証拠物を検討したりしていれば、その日は、あっという間に終わります。しかし、その間に何か食べるということもありません。ですから、逮捕する

日は、24時間何も食べないのが、私の場合は、通常です。特捜部の共同捜査で身柄を担当するというのは、そこまでの覚悟ですることなのです。もっとも、食べる、食べないは全く個人的な問題ですから、「腹が減っては戦はできぬ」というような私と違うタイプの人はいくらでもいると思いますが、取調べに対する意欲という点に関しては、これは特捜部の検事だから、あるいは、検察庁の人間だからというわけではなく、真剣に捜査に携わる者であれば、警察官である刑事さんたちであっても全く同様だろうと思っております。

被疑者の逮捕にまつわる私の心理状態はそのようなものですが、ここで、ちょっと、取調べにおける証拠物の役割についてお話したいと思います。

ある訴訟詐欺事件、つまり、民事裁判で嘘を言ったり、虚偽の証拠を提出するなどして裁判所を信じ込ませて勝訴判決を得ることで、被告である被害者から当該判決の強制力に基づいて金銭等を取り上げようとする詐欺事件のことで、私は、その事件の黒幕のような立場で、フィクサーと呼ばれていた男を取り調べることになりました。それで、この事件において既に押収されていた証拠物を丹念に見ていったのですが、その中に当該フィクサーと呼ばれていた被疑者のノートと思われるものがありました。そこにいろんなことが記載されているのですが、その中に書いている意味がよくわからない数字がいくつか並んでいました。それには、60とか61とかいう数字と、その近くに、数十万程度の数字がいくつかならんでいました。最初のうちは何だろうと思って、よくわからなかったのですが、何度も見ているうちに、これって年金の金額なんじゃないのと思いつきました。それで、一般的な給与所得者や自営業者の年金の金額を調べてみて比較すると、もちろん一致するようなことはなかったのですが、この数字の持つ意味は、自分がいずれもらう年金のことに違いないと確信いたしました。そうすると、この被疑者は、すごく難しいフィクサーというようなものではなく、単なる一老人に過ぎないのではないかと思えるようになりました。

実際のところ、その後、私が逮捕して、勾留中に、本当のことを話すようになった被疑者から聞いたところ、そのとおりであったので、その確信に間違いはなかったのです。このような証拠物からの取調べのヒントというのは実際によくあります。

ただ、事実関係を明らかにできるような証拠物があれば被疑者は本当のことを認めるのかというと、私は必ずしもそうではないと思います。どんな証拠物を突き付けられても、例えば、漫画などに登場する典型的な「大阪のおばちゃん」タイプであれば、「そんなものがあっても、違うものは違うんや。」と言い張ります。仮に、そこまでの態度は採らないにしても、反論も何もせず黙りこくってしまう被疑者は珍しくありません。

そもそも被疑者も自分のしたことが詐欺などの犯罪になることは分かっている以上、たとえ有力な証拠物が出てくるようなことがあっても絶対に否認しようと思っているのですから、決め手になるような証拠物であったとしても、取調べの上では、思ったほどの効果を発揮してくれないこともしばしばです。

もちろん、決め手になるような証拠物を示して、「恐れ入りました。」と言って犯行を認める被疑者もいるとは思いますが、そのような被疑者は、よほど知的レベルや社会的レベルの高い人であって、いわば理屈が通じる人なんだろうと思います。私個人の経験では、めぐり合わせが悪かったのか、そのような高級なタイプの被疑者を当ててもらえなかったのか、いずれか分かりませんが、そのような場面はほとんどなかったように思います。また、もっと言えば、そもそも、そんな都合のよい証拠物がある事件は、極めてまれだろうと思っています。

### 被疑者から真相を引き出さないと生じる不合理との闘い(その1)

先に述べた詐欺事件でもそうですが、被疑者が本当のことを言わないと起訴できないという事件があります。証拠が足りなければ不起訴でいいだろうと割り切って思われる方にとっては、ある意味どうでもいいことですが、この被疑者が犯人に間違いないと思いながら、本当のことを言わせられないがゆえに不起訴にせざるを得ないというのは、検事にとって本当に辛いことだと思います。ここで「思います」という言い方をしたのは、偉そうに言うつもりはないのですが、私自身は、そのような不合理な結果を甘受しなければならぬ結末になったという記憶がほとんどないからです。

具体例を挙げましょう。これは先に私の経歴で述べた徳島地検での勤務の際に取り扱った事件で、ある山の中の病院での出来事です。この病院は、町からかなり離れた山の中にあり、主には寝たきりに近い状態の老人患者などが入っておりました。そのような病院で、夜間に放火事件が発生しました。明らかに火の気のない倉庫内で火を付けられた跡があり、幸いボヤ程度で済みましたが、誰かが火を付けようとしたことはその痕跡からも明らかな事件でした。

この事件の犯人ですが、理論的には、夜間とはいえ、町からやって来た犯人が火を付けたということもあり得ますが、実際のところ、そんな可能性はまずないという状況の事件でした。街路灯も十分でないような山道を放火するためだけに上ってくるというのは、およそ現実的な話とは思われませんでした。そうすると、犯人は、病院内に当時いた者のうちの誰かということになります。

当直の医師、看護師はおりましたが、それ以外には、入院患者しかおりません。当直の医師、看護師も犯人の可能性はありますが、これらの者には放火をしなければならないような動機はなく、まず、犯人とは思われませんでした。そうすると、入院患者のうちの誰かということになりますが、多くは歩行も困難な老人ばかりであり、放火するために倉庫に行くのも大変だろうという人たちばかりでした。ただ、その中に一人だけ十分に可能性のある人物がおりました。その人物は、中年から初老になるかというくらいの男性で、素行が悪く、病院内でしょっちゅう他の患者とトラブルを起こしており、暴行事件なども引き起こしておりました。そして、常々、「この病院に火を付けてやる。」と怒鳴ったりしていたのです。



この事件が発生したとき、おそらくどの患者もこの男がやったに違いないと思ったことでしょう。

私自身は、この事件の初動時には関与していないので、警察から検察庁に相談があったかどうかなども一切知らないのですが、警察としては、一刻も早く、この人物を逮捕しなければならないと焦ったと思います。患者を含めた病院側としては、この男しか犯人に該当すると思われる人物はいないので、警察に早く捕まえてもらわなければ安心して入院してられないし、治療もできないと思っていたに違いないからです。

しかし、このような事件を弁護士側から見たらどうでしょうか。証拠関係ははっきり言って、今述べたことだけです。物証は何もありません。燃えカスが残っているだけで、点火用具も残されていませんし、防犯カメラも、そもそもそんなものもないような時代でしたから、そんな映像もありませんでした。そうすると、どうやって被疑者の犯人性を立証するのだということになります。たしかに、火を点けてやると怒鳴っていたという事実は認められるでしょうが、そう言ったからといっても、だから本当に火を点けたのかとまではいえません。単に、怒りに任せてそう言っただけで、火を点けるつもりなんかなかったと言われたら、それっきりだと思います。

警察がこの被疑者を在宅で調べたのかどうかは私には知りませんが、私に関わるようになったのは、既に逮捕された後のことで、勾留10日目を過ぎて更に10日の勾留延長決定が出された頃のことでした。それまでこの事件を担当していた検事が、別の事件を担当することになったことから、事件の割り替えがなされ、私が担当となったのです。

その当時、被疑者は、もちろん全面否認で、「俺が何か悪いことでもしたのか。」と取調官に食って掛かっているような状況でした。

ただ、この事件の配転を受けた際、私は、上司から、「君がこの被疑者を落とせなければ、不起訴にする。」とはっきり言われておりました。たしかに証拠上は、先にも述べましたように、被疑者につながるものは何もありません。ですから、上司としては、このように言うしかなかったのだらうと思います。

しかし、状況から見て、犯人はこの男以外にはいないと思うのが通常の間接的感覚だと思います。そうであるなら、犯人であると思われる者を不起訴にして釈放し、元の病院に戻すということになった場合、病院の患者や関係者はどう思うのでしょうか。恐ろしくてたまらないと思うのではないのでしょうか。今度こそ、この男が病院に火を付けて、皆焼死させられるのではないかと恐れると思います。

しかし、一方、被疑者にしてみれば、俺は不起訴になったんだから、当然に、元の病院で入院治療を受ける権利があると主張して戻ろうとするでしょうね。そのような事態を、世間の人たちは果たして容認しますかね。この事件において、彼以外に他に犯人はいないと思われるのに、客観的証拠がない以上、理論的な可能性としては、他の者でも犯行の余地があるとして、嫌疑不十分とし不起訴にすることを、この病院の関係者

は受け容れますかね。

ただ、現実の問題としては、彼が本当のことを言わずに、あくまで否認を通したら、実際のところ、起訴は相当に難しいと言わざるを得ないでしょう。そうすると、只今申し上げたような不合理な状況を作り出させないためにも、検事の良心に照らしても、何がなんでも彼から本当の話を引き出すしかないという状況に追い込まれたわけです。

そこで、私は、警察と相談して、日中は、彼らに取調べを実施してもらい、私は、夕方から毎日取調べをするという態勢にしました。私は、この事件以外にもいくつか事件を抱えていましたから、日中は、他の事件の取調べなどもしなければならなかったのです。もちろん、その間の土日は、私が一日全部にわたって被疑者の取調べを担当しました。

そのようにして、平日は、連日、夕方から夜まで取調べを行いました。しかし、彼は、俺は何もしていないと不貞腐れた態度で否認するばかりで、一向に落ちるような様子はありませんでした。それでも、私は、なんとか彼の心を開かせようと、彼の家族の話をしたり、本当のことを隠してはいけない、真実を話すことがあなたの今後の人生のためになるのだと何度も説得に努めました。

このような場合、怒鳴って、「本当のことを言え。」などというのは、全く効果はありません。無駄なことです。もちろん、怒鳴ることが必要な場面はあり、それはまた別に説明しますが、このように犯行を全面的に否認しているものの、まず、犯人に間違いのないと思われる事件では、とにかく本当のことを言わせるまで粘って相手の心を開かせるしか方法はありません。怒鳴れば反発して、ますます絶対に話すもんかとなるだけなのです。

刑事もののテレビドラマにおける取調べの場面で、「おい、かつ井食うか。」とか、「田舎のおっかさんは元気か。」なんていうセリフが面白おかしく出てきますが、さすがに「かつ井食うか」というのはありませんが、「田舎のおっかさん」はときどき出てきます。そんなドラマのセリフのような言い方はしませんが、やはりどんな被疑者にとっても家族は大切な存在だからです。したがって、口ではどうこう言っている、やはり家族のことを心配しているのが通常であり、また、自分のやったこと家族がどう思うだろうかということも彼らのは常に気にしていることなのです。私も実際、取調べでは被疑者の家族のことはよく話題にしていました。この点は、また後に違う事件でも説明することにします。

それで、この放火事件に戻りますが、私は、被疑者の心を開かせるためには、彼の置かれた状況をよく理解し、彼の立場にたって物事を考えるということが必要だろうと思っていました。そこで、彼に対し、放火までする以上、よくよく耐えかねることがあったんだろう、放火をしていいとは絶対に言わないが、そこまでしたくなる君の気持にはよっぽどのものがあつたんだろう、そのようなことについても分かっていから、本当のことを話してほしいと、何度も何度も、まあ、壊れたテープレコーダーのように繰り返して、連日、話し続けたのです。

そうすると、多分、勾留17、8日目くらいの夜だったと思いますが、それまで不貞腐れていた彼が、突然、わーっと泣き出したのです。その瞬間、正直なところ、何が起きたんだというびっくりする気持ちが先に来て、何を言うつもりなんだろう、これからどう展開するのだろうか、はらはらした感じで見えていました。すると、彼は、姿勢を正して、「今まで嘘を言っていてすみませんでした。火を付けたのは、間違いなく私です。」と言ったのです。

その瞬間というのは、今でも覚えておりますが、自分の身体の背筋がぞくーと寒くなり、指先が震えるというまでのインパクトがありました。これが人として本当のことを言う瞬間なんだと初めて知ったのです。

そして、その際の自分の気持ちとしては、よくぞ本当のことを言ってくれた、本当のことを言うのは辛かっただろうな、もういいから、もういいからというような気持ちになっていました。ただ、実際には、その後も詳しく犯行状況等を話してもらわないといけませんので、さすがにそのような気持ちを口にすることはありませんでしたが、そうすると、私の方からは話す言葉が見つからなくて、それで音が出せないまま、口をパクパクさせていたような状態ではなかったかと思います。とにかく、それくらい強烈な印象を受けたことだったのです。

そして、その後の彼の態度は、文字通り180度変わりました。それまでの粗暴な態度ではなく、実に丁寧な紳士的な態度になりました。人間ここまで変わるのかと驚くほど違うようになったのです。

そこで、どうして今まで犯行を否認していたのかという理由ですが、これは彼にも若干の誤解があるのだらうと思いますが、彼の父親の出生に関することが理由だったのです。どういうことかと言いますと、彼の父親は、当時、家が貧しく、そのため、小学校に上がるまで戸籍を作ってもらえなかった、だから、実際の年齢は、戸籍上の年齢である80いくつより5つくらい上になる、そんな高齢になった父親に自分が放火したなどということが伝わったら、ショックで死んでしまうかもしれないと考えていて、それで言えなかったとのことでありました。仮に彼の言うように、小学校に上がるまで戸籍が作られなかったとしても、その際には、0歳児として戸籍を作るわけではなく、小学校に入学する者としての年齢が記載されるわけですから、戸籍上の年齢より上になるということはありません。ただ、彼はそう信じ込んでおり、それで父親のことを心配していたのです。

ただ、そのようなことを心配しながらも、それでも私が熱心に、家族が君のことを心配しているに違いない、そんな家族に苦しい思いをさせてはいけないなどと繰り返し言ったことが心に響いたようで、それで本当のことを言うことにしたようです。

彼の自白は、その後、法廷に行っても変わることはなく、最終的に実刑判決を受けたと思いますが、控訴することもなく確定しております。彼から本当のことを聞き出すことができたことで、社会に対して不合理な結果をもたらすということにはならなかったの

です。

## 被疑者から真相を引き出さないと生じる不合理との闘い(その2)

少し前になりますが、平成29年頃、広島県警で8000万円ほどの現金が盗まれた事件がありました。しかしながら、犯人とされる警察官が死亡していることなどもあって、マスコミ報道からは、どのような証拠に基づいて死亡した警察官が犯人であったとされたのかよく分かりませんでした。盗まれた現金がどうなったのかもよく分からず、それが借金の返済に充てられたという報道もありましたが、それが本当なら裏付けが簡単に取れて犯人性も明らかになるのではないかなど疑問点が解消されないまま終了したような印象があります。もっとも、警察サイドでは完全に解明できていても、単に、それを公表できないというだけかもしれません。

私がこの事件のことを挙げたのは、実は、私も全く同様の事件を扱ったことがあるからです。それは私が神戸地検に勤務していたときのことですが、検察庁内の特殊証拠品扱いの現金約500万円が金庫から盗まれたのです。この金庫は、検察庁のかなり奥まったところにあり、しかも宿直室には、夜間は常時、事務官がいましたから、外部から侵入して窃取するなどということは、およそ考えられず、内部犯行に間違いないと思われる事件だったのです。この点でも広島県警の事件と全く同じです。

この被害に遭った現金は、選挙違反の買収用の資金であり、それが証拠品として押収されていました。そして、当該選挙違反事件が既に最高裁に係属し、事実審理が終了していたことから、弁護人が還付請求をしてきたのです。最高裁は法律審であり、事実調べをしませんから、証拠品はその段階ではもはや不要になります。そのため、被告人や弁護人は早くお金を返してほしいと考えたことがきっかけで発覚したものであります。

弁護人から当該買収資金の還付請求を受けて、先に申しましたように、もはや検察庁で保管しておく必要もないものでしたから、担当検察官による還付命令が出され、若い事務官が還付のために、金庫から当該現金が入った封筒を取り出し、弁護人の面前に持ってきました。

当時、証拠品となる現金の保管形態は、セロファン製の窓などもない通常の茶封筒に管理職が封印をしたものであります。そして、若い事務官が、その封筒にハサミを入れて開封し、それを逆さにしたところ、中からはお札ではなく、お札の大きさに切った何百枚もの白い紙が出てきたのです。当該事務官は、びっくりして、これは「どっきりカメラ」かと思ったそうです(笑)。ちょっと古いですね。しかし、そんなことがあるはずはないとすぐに思い直し、これは誰かが現金を盗んで白い紙に入れ替えたのだと理解し、還付に来た弁護士さんには一旦帰ってもらい、すぐに上司に報告したそうです。

そして、当初は、事務方の上層部で調査していたようですが、1週間経っても何も分からなかったため、特別刑事部の私たちのところにその事件が下りてきて、犯人を見つ

けてくれということになったのです。それは12月中旬頃のことでした。

それで、この部に所属する検察官全員で手分けして、犯人の可能性のある者らの取調べを始めました。疑わしいのは、その犯行日付近の宿直担当事務官や、証拠品に触ることのできる証拠品課長、同係長及び同課員、更には、元の証拠品課長等でありました。それら嫌疑のかかる者を順次調べていったのですが、なかなか犯人とおぼしき者を見つけ出すことはできませんでした。

そんな中で、私が取り調べた元証拠品係長、これをBとしておきますが、この人物を取り調べた時、彼が、自分からこんなことを言い出したのです。彼は、「私は、もちろん、そんなことはやっていませんが、ただ、自分は疑われる要素がありますので、そのことを予めお話ししておきます。」と言いました。私は、何があるんだろうと思って聞いていますと、彼は、「実は、私には借金があるんです。そして、それが原因で女房と離婚しているんです。このことはうちの役所の中でもほとんど知られていないことです。城検事の話は、これまでもよく知っていますから、ここで打ち明けることにしたんです。借金は、400～500万円あります。疑われるような立場だと思えますけど、犯人じゃないので、予め疑いが掛からないようにするために話しておこうと思ったのです。」と言いました。

私は、借金があることが好ましいとは思いませんでしたが、それでも人にはそれぞれ事情があるんだろうし、借金があるからといって窃盗に及ぶというわけでもないだろうと思いましたが、彼に、「そうなんですか。それは色々大変でしょうね。でも、あなたの言うことは分かりますから。」と返答しました。私は、彼を疑うようなことはなく、ごく普通に受け答えをしておりました。

その後も、B以外の色々な立場の事務官の取調べを実施しましたが、犯人は一向に分かりませんでした。そのうちには、検事正の命令で、全事務官の指紋と掌紋が採取されましたが、事務官からは、どうして検察官の指紋や掌紋を取らないんだとの不満が出ているという噂も耳に入ってきました。理屈の上では、検事・副検事も犯行に及ぶことができないわけではありません。しかしながら、現実的には、証拠品の金庫に行くことは事務官の仕事ですから、検察官の中には金庫のありかすら知らない者もいるくらいですし、検察官がわざわざ証拠品の金庫に近づいたら、それこそ不審に思われます。さらに、彼らは、それ相当の金額の給与をもらっていることに照らしても、私には検察官が盗んだとは思えませんでした。そのため、当時の検察庁では、事務官が犯人であるとの見込みで捜査がなされたのです。これを見込み捜査というのかもしれませんが、捜査というのは、可能性の高いターゲットから順次広げていくのですから、私は、見込み捜査ということ自体がおかしな考え方であるとは思っておりません。しかし、それでも犯人の手がかりはなく、見つからないまま時間が過ぎていったのです。

そうするうちに、年末の御用納めの時期も近づいてきました。このままでは内部にいる犯人が分からないまま年を越すことになるおそれが出てきました。そんなときでしたが、私が仕事をしていた午前11時45分頃、この捜査に関与していた事務官から電話

が掛かってきて、現金を入れていた封筒の中に入っていた白い紙を科捜研に嘱託して指掌紋鑑定をしていたところ、その中の1枚だけから掌紋が検出され、それがBの掌紋と一致したという話でありました。

私は、それを聞いて、これはもうBが犯人に間違いないと思いました。先に述べた借金の話だけではBが犯人だとは全く思わなかったのですが、封筒の中に入っていた紙からBの掌紋が見つかったということは、B以外に犯人はいないと思うのに十分な証拠でした。

もちろん、弁護士の感覚からすれば、そんなことどうして断定できるんだ、役所の中の紙であれば、犯人でなくても偶然に触ることはあるし、たまたまBが触った紙を犯人が切って封筒に入れる可能性だってあるだろうという反論が出ることは百も承知のことです。理屈の上ではたしかにそうです。しかし、そんな偶然が重なって起きますか、それが健全な社会人としての感覚でしょうかということです。私は、そんな都合のよい偶然、若しくは都合の悪い偶然と言った方がいいのかもしれませんが、そんなことは通常は起きないと思っています。

ただ、私がそのような感覚や考え方であっても、裁判上では、先に言ったような可能性がある限り、自分がたまたま触った紙を犯人が切って封筒に入れたんだと、Bが一言でも言ったら、それでその紙から出た掌紋の証拠価値は全くゼロになるでしょうね。その可能性自体はあり得るのですから。しかし、そのような弁解を許して、それ以外には証拠がないのだから、犯人としての疑いは残るけど、同僚としてこれからも仲良くやっていきましょうということになるのでしょうか。疑わしきは犯人の利益にとということで、そのまま何もなかったことにするのでしょうか。他の事務官にしてみれば耐えられないことだと思います。そんな不合理な結果を許すわけにはいかないと思います。

そこで、私は、直ちに、Bの取調べをすることにしました。正午近い頃ですから、Bが昼飯のために外出してしまう危険がありましたので、直ぐにBに電話を掛けました。すると、幸いBはまだ職場にいましたので、今から私の部屋に来てくれるようにと指示しました。

そして、彼が来るのを待っていたのですが、その間、私は、これからの自分の取調べにこの検察庁の将来のすべてがかかっていると思いました。私自身、彼が犯人に間違いないと思っています。しかし、もし彼に否認されて、そんな紙に私の掌紋が付くことなんか、役所の紙なんですから、偶然でいくらでも起きますよと否認されたら、それこそ自分が犯人であると分かっている事務官をそのまま勤務させ続ける結果となります。事務官の同僚にもすぐにそのことは分かるでしょうから、窃盗をするような犯人と一緒に検察庁の仕事をしなければならないのか、しかも全く処罰もされないなんてと思う状況を作り出してしまうこととなります。私は何としても彼に本当のことを言わせなければならないと固く決意しました。極端に言えば、自分がこの取調べで失敗したら、この役所が潰れるという意識でした。

すると彼が入ってきました。心なしか緊張しているような感じに見えましたが、特に、普段と異なっているようなところはありません。そして、このような職員の取調べの際には、これまでもそうでしたが、私の業務をサポートする立会事務官には席を外させておりました。というのは、若い立会事務官より年長の事務官を取り調べるに当たって、借金や家庭内の状況などについても聞くことから、それを後輩である若い立会事務官に見られるのは、取調べを受ける事務官にしてみれば大変な苦痛だったからです。ですから、その点を配慮していつも一緒にいるはずの立会事務官には席を外させていたという次第だったのです。したがって、この時、私の取調室では、Bと私が一対一でいたという状況です。

そのような状態で、Bを私の机の前に座らせました。私が最初に発した言葉は、「もう分かったから。もうこれ以上苦しなくていいから。」というものでした。とにかく、私は、彼も彼なりに自分のしたことに悩んでいたに違いないと思っていたことから、そのように言ったのでした。すると、彼は、それには何も応えず、うつむき加減のまま黙っていました。私は、もうこれで絶対に彼が犯人に違いないと確信しました。もし、彼が犯人でないなら、「なんのことですか？ひょっとして私が犯人と思われているんですか？」と言うことになるに決まっていますから。

それで、私は、それに続けて、「君にも色々事情があったんだろう。君とはずいぶん前から知り合いなんだから、君がおかしな人間でないことは知っている。だから、君が反省してくれることが一番大事なんだから。」などと続けました。それに対しても、彼は何も応えず、うつむいて黙ったままでした。私は、もはや彼が犯人であることを更に確信し、「もう、これで終わりにしていいんじゃないか。他の職員にも気の毒なんだし。」などと言い、更に、色々と言得を続けました。

そうしたところ、十数分はかかったと思いますが、そのうちに、彼も「すみませんでした。ご迷惑をおかけしました。」などと言って犯行を認めたのです。私は、これで疑いだけが残り、上げも下げもならないという状況を回避することができた心の中で安堵しました。

ただ、それはあくまで、彼が私にそう話ただけで、立会事務官はおりませんし、誰も証人になる人がおりません。立会事務官も昼休みでどこかに行ってしまうので連絡の取りようがありませんでした。そこで、仕方なく、当時の上司に電話を掛けて私の部屋に来てもらいました。そして、上司にBの様子を見せたところ、当初は事態を理解できなかったようでしたが、すぐに察知し、Bに対して、他の職員がどれほど迷惑を受けたか分かっているかときつい口調で叱ったのです。すると、Bは、怒られたことで思わず立ち上がって、「すみませんでした。」と言って頭を下げたのです。私は、これで証人もできたと思ってほっとした記憶が残っております。その後、立会事務官が戻ってくるのを待って調書を作成し、逮捕状を請求して、Bを検察官逮捕いたしました。

この際における取調べでは、先の掌紋の話は一切しておりません。先にもお話し

ましたが、証拠物というのは必ずしも万全の働きをしてくれるものではないし、特に、この事件の掌紋は、一旦、否定されたら全く効力をもたなくなる脆弱なものであります。しかしながら、一方で、犯人が自白した後は、その補強証拠として極めて有効なものとなります。このような場合、当該証拠物の脆弱性に鑑みれば、それに頼らない取調べが求められるということでもあります。

取調べにおいて最も重要なのは、証拠物の良し悪しではなく、取調官が相手方の心の中に入れるかどうかということでもあります。そして、それができるような真摯に心を込めた取調べが求められるということなのです。

なお、この事件では、御用納め直前の逮捕だったため、私自身が拘置所でBの取調べをしなくてはならず、そのため、年末も正月も一切ありませんでした。

そして、その間における取調べにおいて、Bが言うには、今回の犯行以前にも何度もこの証拠品の現金を封筒から出して白い紙と入れ替えて使っており、その後、また、ボーナスなどと新たな借金とを加えて元に戻していたとのことでした。ですから、封印の印鑑がずれないように開けて、また、それを戻すのは難しいことではないとのことでした。その方法をここで公開するわけにはいかないのですが、実験してみても手先の器用な人なら可能であることが分かりました。ただ、彼にしてみれば、弁護士からの還付請求は、最高裁でこの事件が確定してから後と読んでいたのに、その前に還付請求が来てしまったので、戻すタイミングを失ってしまったとのことでありました。彼にとっても不幸な偶然(?)であったようでした。

もともとこのような事件が起きたことで、検察庁で保管する現金については、その後、セロファン製の窓の付いた中身が分かる封筒が使われるようになりました。

### **真相を供述させる取調べが被害者の救済に役立つものであること**

次に、前記②の被害者の救済ということに関しても、被疑者に真相を話させることが不可欠であるということについてお話いたします。ただ、そのためには、供述調書の証拠能力とか、裁判での審理の仕方ということを知っていないと理解できないので、これらの点について先に説明したいと思います。

まず、泥棒などによる窃盗の被害に遭ったり、恐喝などの金銭を奪われる被害に遭ったり、強姦などの性犯罪の被害に遭った方たちは、警察署に被害の申告をいたします。その際、警察では、被害者調書という被害の状況を細かく記載した供述調書を作成いたします。その後、犯人が逮捕されるなどして、事件が検察庁に送致されると、検察官から被害者に対して出頭の要請がなされ、検察庁においても被害者の供述調書が作成されます。これらの供述調書を読めば、どのような被害に遭ったのかが明らかに分かります。

ただ、被害状況を話すことは、被害の内容によっては被害者に大変な苦痛をもたらす場合があります。特に、性犯罪の被害者などは、警察や検察庁で被害状況を話す



だけでも苦痛であり、私も取調べをしていて本当に可哀そうに思ったことが何度もありました。被害者してみれば、本当に辛かった被害の状況を自分の口で再現させられるわけでありますから、その心痛は察するに余りあるものがあります。ですから、そういった被害者してみれば、できれば警察だけで、それが無理でも、せめて検察庁での取調べで、もう被害状況を喋らせられるのは終わりにしてほしいと思っております。

しかしながら、刑事訴訟法は、そのような願いを認めてくれるわけではありません。刑事訴訟法は、上記のような供述調書は、法廷では原則として使えないとしているのです。これは、供述調書に書かれた内容が真実かどうかは、調書を見ただけでは分からないから、それを話した本人が法廷で証言しないといけないとしているからです。これを伝聞法則というのですが、要は、被害者が嘘を言ったり、あるいは、そうでなくても記憶違いをしたまま、警察官らに話しているかもしれないし、仮に正しく記憶していても、警察官らが間違っただけで録取しているかもしれないから、そういった問題がある以上、書面は基本的には証拠能力がないとされて、法廷では使えないとしているのです。これは、被告人の反対尋問権を保障するという考え方に基づくもので、被害者本人に証言をさせることを原則としているのです。

では、なぜ、警察官や検察官が一生懸命に供述調書を作成するのかといえば、一定の場合、例えば、被害者が死亡してしまったり、海外に行って日本にもう戻らないなどの事態が起きた場合などには、供述調書しか事件の内容を示すものがなくなりますので、そういった場合などには、法廷でも供述調書が使えるとされていることなどから、供述調書が作成されるのです。

いずれにしても、性犯罪の被害者などに見れば、法廷でその被害状況を証言させられるということは、とんでもなく苦痛であります。警察、検察庁での取調べは、取調官とその補助者と被害者だけの密室でなされますから、まだ、被害状況を話すことができますが、公開の法廷でそれを話すことを強いられるとなると、法廷には傍聴席があり、誰が聞いているかわかりません。自分のことを知っているかもしれない人の前で、自分が強姦された被害の状況を詳しく話すということが平気のできるという人は、おそらく一人もいないでしょう。たしかに、衝立で証人の姿を見えなくするという程度のことや、ビデオリンクという映像だけでの証言方法もありますが、そうであっても、性犯罪の被害を受けた状況を人前で話さなければならないという状況に変わりはありません。

しかも、現在は、裁判員制度という一般人から選ばれた裁判員による裁判制度があり、その人たちには証言をしている自分の表情なども全部見られますから、被害者を知っている人であれば、誰が証言をしているか即時に分かってしまうこととなります。実際のところ、私が取り扱ったある連続強姦致傷事件で、10名ほどいた被害者のうちに小学校の先生がいました。その被害者は、捜査の段階では協力して被害状況を話してくれて供述調書の作成にも応じてくれたのですが、その事件が裁判員裁判の対象となり、裁判員の中に児童の父兄らが入る可能性があるとは分かってからは、もう

自分の被害は起訴しないでほしいと要請されたのです。私たちは、その犯人が性犯罪の常習者で、今回の事件の被害者も多数にわたっており、その犯行方法も極めて悪質であったことから無期懲役を求刑する予定でした。ですから、一人でも被害者が減るということは、無期懲役判決を得にくくなる方向に働きますから、起訴を納得してほしかったのですが、裁判員の中に児童の父兄が入る可能性は否定できない以上、彼女の要請を受け容れて、彼女の被害は起訴の対象からはずしました。このようなことが起きてしまうほど、被害者の出廷というのは重い負担となるのです。

そのような負担を負わせるにもかかわらず、裁判所は、その呼び出す日程についても被害者の都合を考えてくれるわけではありません。一方的に、いついつ法廷に出頭せよと命令するだけです。どんなに重要な仕事や家庭内の事情があっても、そのようなことに対する配慮はありません。性犯罪の被害を証言するために出廷しますなどと、会社などで言えるはずもなく、嘘の理由を言って会社を休まなければならないのです。実際のところ、裁判は、被告人の防御権という名の下に、被害者に一方的に負担を負わせているのです。私は、被告人の権利ばかりが尊重され、被害者の立場がないがしろにされているのではないかと常々思っております。もっとも、弁護士会や刑法学者などからは、これに反対する意見が山のようにあることは勿論分かっております。

裁判の現状にいかなる問題があるにせよ、法が簡単に変わるわけではありませんし、被害者のための運用がなされるわけではないでしょう。したがって、捜査に従事する者は、いかにして法廷で被害者を守るかということを真剣に考えなければならないのです。そして、その一番良い方法は、被害者を法廷に行かせずに済ませるようにすることなのです。

これはどういうことかと言いますが、刑事訴訟法326条1項は、

検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面(中略)は、その書面が作成され(中略)たときの状況を考慮し相当と認めるときに限り、(中略)これを証拠とすることができる。

として、被告人側が供述調書を証拠とすることに同意した場合には、先に述べた伝聞法則の例外となり、証拠として用いることができるのです。つまり、供述調書に証拠能力が付与され、それに基づいて裁判がなされることになり、被害者の出廷が不要になるのです。

ですから、捜査において被疑者の取調べを担当する警察官や検察官が、被疑者の心を開かせて本当のことを話させた上で供述調書を作成し、その状態を法廷においても維持させることができれば、供述調書が同意となり、被害者が法廷に呼ばれることがなくなるのです。

その意味で、被疑者に真実を供述させることが、被害者を本当に救済することになるのです。

## 法廷でも維持される真実の供述について(その1)

捜査段階では犯行を認めていても、法廷ではこれが否認に変わることがあります。捜査段階では、取調官と一対一で話しているため、心を打ち明けて真実を話しても、その後、家族や関係者などと面会をした際に、「やってないよね。信じているから。」などと言われたりすると、やっぱり自分の口から罪を犯したなどとは言えないと思って、否認に転じることがあるのです。そのように捜査段階では犯行を認めていても、公判になると否認に変わるという事件は決して珍しくはありません。

ただ、私の場合について言えば、最後まで犯行を認めた状態で起訴になった被疑者について、彼らが法廷で否認に変わったというようなことはありません。要するに、勾留が延長されて20日間の満期になった日に、「今日で取調べは終わりだ。明日からはもう来ないから。」と言った際に、被疑者から、「長い間、毎日、ありがとうございました。」と言われて別れた場合には、その後、私に話した供述内容が法廷で問題とされたことは一度もありませんでした。

その関係で一つ具体例を挙げようと思います。30年以上も前の話ですが、自民党のある代議士の贈収賄が問題になりました。その事件で、私は、当該代議士の女性秘書の取調べを担当することになりました。彼女は、被疑者として立件はされておりましたが、立場上、被疑者的なポジションであり、被疑者に極めて近い立場の参考人という扱いでありました。私は、彼女の自宅の搜索差押えなども担当し、連れていった事務官が室内を搜索して、証拠品の押収などを行っている間、彼女と色々話をしました。そうすると、彼女が、当該代議士の秘書として、代議士を守らなければならないというプロ意識を強く持っていることがよく分かりました。ただ、だからといって私に対して好戦的になっているわけではなく、仕方のないことは仕方のないという割り切った面もありました。

そして、在宅で、つまり、彼女を逮捕することなく、連日、検察庁に出頭してもらって、彼女の取調べを行いました。彼女は、嘘をつこうという態度は決して採らないものの、自分の話すことが代議士にとって不利益なものにならないかということについては極めて慎重でした。例えば、彼女から聞いたある事実について、それを立会事務官に口授して調書に録取した上、彼女にそれを渡して読んでもらうという場面において、彼女は、長時間かけて一字一字きちんと読み、しかも、それも何度も繰り返して読んで、その上でやっと署名するという状況が続きました。

ある時などは、彼女が、「城さん、私がこれに署名しないと、城さん困る？」と調書を手にしたまま聞いたことがあり、私も、「困る、すごく困る。」というと、彼女は、「城さんが困るなら、まあいいか。」と言って署名したことがありました。その調書自体は、それほど重要な内容が入っていたわけではないものの、録取した以上、署名までもらいたいと思うのは、取調官として当然のことです。そのようなやり取りから、彼女との間で良好な取調べ環境ができていたことが分かることと

思います。

このような取調べの中で、彼女の役割、特に、彼女は、金庫番と呼ばれる立場で、当該代議士のところに入ってくるお金をすべて把握する立場であったことから、その関係で、当該代議士が受け取ったお金のことを聞いていったのです。銀行の預金通帳やその他の帳簿類等を示して、そこで記載された入金是谁からのもので、どういう性質のものであるかなども聞いたのです。そして、その中に賄賂と認定され得る入金もありました。彼女が、その入金を賄賂だと思っていたかどうかについては、多分、そのようには理解していなかったのかもしれないとは思いますが、その入金の実事も間違いのないとして認めていたのです。それで、私は、そのような入金があったという客観的事実についてだけ、それが賄賂かどうかなどという法的評価を絡めることなく、調書に記載していったのです。彼女にしてみれば、そのようなお金が入ってきて、それが当該代議士に帰属するものであると認識していましたので、そのとおりに記載されている調書に署名したのでした。

そして、彼女の取調べは、当該代議士の起訴をもって終了しました。私は、その後の公判のことについてはさほど関心をもっておらず、せいぜい賄賂の授受は認めていたが、当該代議士の職務権限や賄賂の趣旨に関して争っていたということや、最終的には実刑になったというくらいのことしか知りませんでした。ただ、当該代議士は、かなり高齢になっていたのも、実際に収監されたのだろうかという程度の関心はありましたが、その答えも知らないままでした。

ところが、その事件の公判がすべて終わってから10年以上は経過し、多分、当該代議士の死亡記事が出た更に後のことだと思いますが、風の便りで当該代議士の公判対策のための弁護団の様子が耳に入ってきました。それが真実かどうかは私には分かりませんが、それによりますと、弁護団は、当初、被告人が無罪を主張していることから、全面的に争うために賄賂とされる金員の授受も否認しようとしたようです。ただ、そのためには、私が取り調べた金庫番の女性秘書の供述調書が邪魔になります。先にも述べましたように、彼女は、賄賂とされる金員は受け取っており、それが当該代議士に帰属するものであることをはっきりと認めて、調書に署名してしまっていたからです。

そこで、弁護団としては、彼女に対し、調書が間違っているのではないかと、証言で調書の内容を訂正したり、供述調書の作成時に無理に言われたとして任意性や信用性に問題があったと主張することはできないかなどと聞いたようでした。そして、それに対する彼女の返答は、「私が城検事に言ったことは本当だし、調書の内容も確認しているから、それに間違いはありません。無理なことを言われたことはないし、話したことはすべて真実です。もし、証言しろというなら、調書に書いてあるとおりに証言することになります。」と言ったようです。それで、弁護団としても、賄賂となる金員の授受を否定するのは無理であると考え、他の構成要件を争点としたようでした。

この話が本当であるなら、私の取調べにおける被疑者側にとって不都合な供述が

公判段階においても維持されたことになるでしょう。

## 法廷でも維持される真実の供述について(その2)

もう一つ別の例を挙げましょう。これは、私が直接に取り調べたわけではないのですが、私が大阪地検特捜部の副部長であったときのことで、私が主任検事として、ある女性検事を応援で使った際の彼女の取調べについてであります。

その事件は、大規模な詐欺事件であったのですが、その中で首謀者と共犯者の一人であるAとの間の共謀が問題となりました。その二人は、兄弟なのですが、首謀者である兄と弟のAとの年齢は親子ほども離れており、いくら兄弟と言っても兄に対してはそうそう簡単に話ができるという関係にはありませんでした。したがって、その事件全体の構図からすると、どう考えても二人の間に共謀があると考えられるものの、住んでいる場所は相当に離れていたのも直接に会って指示がされたとは考えにくいし、また、電話で話してもいいのですが、そのようなこともなさそうでした。更には、メールで指示するなどということも想定し難いような事案であったのです。

もちろん、その共犯者Aは共謀を否認していました。ところが、その共犯者Aを担当していた女性検事の粘り強い取調べによって、Aはついに本当のことを供述したのでした。それは勾留6、7日目くらいのことでしたが、当該女性検事が主任である私のところに来て、「被疑者が認めました。今、自白調書を取ろうと思えば取れます。ただ、完全に落ちているわけではありません。この段階で自白調書を取ってしまうと、この先進まないかもしれない。だから、もう少し時間をください。完全に落としてから調書を取らせてください。」と言ってきました。

このような場合、主任検事としては、どのような指示をしたらよいかすごく迷います。とりあえず認めたのだから、この段階で、一応、自白調書を作成しておいたほうがいいのではないかと、その後、また否認に戻ってしまっても、一時的とはいえ、自白が証拠化されるのだから最低限の証拠が残るからその方がいいじゃないかという考え方はあります。実際のところ、取調べで被疑者が一旦は自白したものの、やっぱり処罰されることへの怯えから、また否認に戻るといったことはよくあることだからであります。

しかし、その一方で彼女が言うように、完全に落としておかないと、その後の供述が深化しない危険があります。そうすると、今後の彼女の取調べで完全に落とすことができるかどうかという可能性の有無にかかってくることになります。この段階では、私は、当該女性検事とそれほど事件を一緒にやってきたということはなかったと思いますが、それでも取調べにかかる彼女の意欲や情熱は素晴らしく、また、それなりの実績も積んできた中堅検事でしたから、この際、彼女の取調べと心中しようと考えました。

それで、私は、「分かった。君の言うとおりにしよう。今は調書を取らなくていい。」と指示しました。そして、そのことを上司の特捜部長に報告したのですが、上司は、「本当にそれで大丈夫か。彼女は優秀だとは思うけど、そこまで任せていいのか。もし、否

認に戻ったらどうするんだ。」と言ってきました。上司がこのような心配をするのは、ある意味、当然のことだろうと思います。私は、そのように言われることも予想していましたから、「彼女に任しておいて大丈夫ですよ。きっとやってくれますよ。」と言うと、上司は、「だったら、もし、ダメだったらどうするんだ。」と聞いてきましたので、私は、「その時は、私が代わってやります。」と答えました。

私が代わって取り調べたところで、それまでに信頼関係を作ってきた彼女の取調べを超えることができるとは思いませんでしたが、主任検事として責任を取るためにはこのように答えるしかありませんよね。また、もし否認に戻ってしまって、彼女がギブアップしたりしたら、本当に私がやらなければならないことにもなりますので、その意味では、そのように答えたことは嘘でもなんでもないので。

もともと、私がそこまで言えば、私のそれまでの取調べの実績や信頼がありますので、上司も、「分かった。お前がそこまで言うなら任せる。」と言って、それ以上の話はありませんでした。

そして、彼女の取調べですが、早いうちに決着をつけてくれるだろうと期待していたのですが、予想通りにはいかず、かなり難航しました。かなりハラハラしたものの、何も言わずに見守っておりました。すると、1週間ほどして、「主任、完全に落ちましたので、もう大丈夫です。調書を取ります。」と言ってきたので、本当にほっとしましたね。

それで、彼女が録取した調書によりますと、当該被疑者は、首謀者とは電話などを含めて、直接的に詐欺行為をするようにとの明示的な指示を受けたことは一切ない、しかし、首謀者から送られてきたファックスを見て、詐欺に加担しろという意味であることが分かったと述べたのです。つまり、直接のやり取りなどはないものの、そのファックスの内容が、通常取引ではない、異常な取引をすることになると分かるので、それを見て首謀者から詐欺の指示だと分かったということだったのです。ただ、ファックスには、何々を買えという指示がなされているだけで、それだけでは何もおかしい指示ではなかったものであり、表面的には正規の商取引を指示しているようにも読める文書なのです。しかしながら、その時期に、そのようなものをわざわざ購入するということは、それを犯罪に用いる、つまり、詐欺の手段にするのだとすぐに分かったとのことでありました。

このような形での共謀というのも実際あり得るでしょうね。やくざの親分が一言言うだけで、子分は、その意味をすべて汲み取って、対立抗争中の組長を殺害するというパターンだってあるのですから、以心伝心という形で共謀が形成されることも決してめずらしくはないと言えるでしょう。

ただ、このような共謀は、そのようにして形成されたのが事実ですから、それはそれで仕方ないものの、裁判という観点からすると非常に脆弱な共謀と言わざるを得ないでしょう。被疑者が一旦は共謀を供述調書上で認めていても、それを法廷で否認した場合、具体的な共謀文言など何もないのですから、別の解釈が可能となってしまう、裁判所の事実認定として、こちらの録取した調書どおりの事実を採用しないということ

もあり得るからです。

そこで、この事件が公判において、どのように展開するかは関心をもって見守っておりました。すると、首謀者も共犯者Aも共謀関係については争わないという主張になっていました。やはり、女性検事の取調べが真摯であり、そこで得られた供述が真実であったからだろうと思いました。

その後、何年も時が経過した後であったと思いますが、多分、私はその女性検事から聞いたのではないかと思います(もっとも彼女が誰から聞いたかなどは知りませんが)、彼女が取り調べた共犯者Aの供述内容をめぐって弁護方針で争いがあったようでした。これが本当であったかどうかまでは正確なところは分かりませんが、弁護団としては、事実関係を争い、共謀関係を否定するという方針で行きたかったようなのですが、当該共犯者Aは、捜査段階で彼女に話した内容を変更するようなことはしないと断言したようでした。そのため、公判において、共謀関係を否認する主張ができなかったとのことでした。

仮に、その話が本当であったのなら、この女性検事の取調べは、公判においても維持されたということになるでしょう。

これらの事件では、取調べの内容が被害者を法廷に呼ぶような場面ではないことから、先に述べた被害者の救済という観点からはピンと来ないように思われるかもしれませんが、しかしながら、取調べというのは、罪名にかかわらず、どんな事件であっても、被疑者にはすべて真相を供述させるようにしなければなりません。取調官がそのような能力を身に着けることにより、被疑者に対し、法廷でも維持される真実の供述をさせることで、被害者を法廷に呼ばないという状況が生まれ、真に彼女らを救うことができるようになるからです。

### 取調べが被疑者の更生に役立つものであること

被疑者が自己の犯行を心の底から反省し、真実を述べた場合、その被疑者の更生の可能性が高くなることは、ある意味、常識だろうと思います。取調べにおいて、涙を流して反省した被疑者であれば、もう同じようなことはしないだろうと思える状況がそこには確かにあります。これに対し、犯行が明白であるにもかかわらず、刑責から免れるために虚偽の弁解を繰り返し、反省する気持ちをまったく持たない被疑者もおりますが、このような被疑者が更生するとは考えにくいと思います。

前者の被疑者であれば、法廷は反省の場になり、懺悔の場になるわけですが、後者の被疑者であれば、単に、勝ち負けを決するためのゲームの会場でしかないことになるでしょう。後者のような者が仮に刑務所で服役しても、そこで本当に反省するかどうかはやはり疑問と言わざるを得ません。そうすると、取調官としては、取調べにおいて、いかに真実を供述させ、反省に至るようにもっていけるかが問われていることとなります。

もちろん、そのような取調べにおいては、やはり家族の話は被疑者らの立ち直りにつながりやすいので、ここで、彼ら彼女らが家族のことをどのように思っているのかなどについて具体例を挙げて説明いたしましょう。

これまでもお話ししたとおり、被疑者は、家族のことや、自分のことを真剣に心配してくれる人のことをいつも気にかけております。どんな人でも「田舎のおっかさん」というような両親は大切だし、そのような人たちに顔向けができないようなことはしてはいけな  
いと思っています。だからこそ、犯行後に葛藤するのですし、真実を話そうか、隠し通そうかと迷っているのだらうと思います。

私を取り調べていたある事件で、罪名なども忘れてしまいました。多分、詐欺とかそんな罪名ではないかと思いますが、家族のことで印象的だった被疑者の取調べの際の出来事についてお話しします。

その事件で、私は、被疑者を説得するために、彼の家族のことは当然話していましたが、その中でもお兄さんのことについて長々と話していたようでした。「ようでした」というのは、自分では、そんなに長くお兄さんのことを話していたという記憶がなかったものの、後に被疑者がそのように言うので、そのように申し上げるのです。

私は、東京地検特捜部に在籍していた頃のある晩、勾留数日目くらいの頃に、被疑者に対し、君のお兄さんだっ、君のしたことを心配しているよなどと話したのですが、その際に、お兄さんのことについて色々と思い出になるようなことをも含めて被疑者に話しかけました。しかし、被疑者はうつむいたまま特に反応を示すようなこともありませんでした。それで、私は、やっぱり兄弟では、それほどインパクトはないんだなと思い、取調べを切り上げて帰ったのです。

そして、その後も取調べを続け、多分、勾留延長請求をする前くらいの9日目頃のことではなかったかと思いますが、やはりお兄さんのことなどについても触れながら取り調べていたのです。すると、その際、突然、被疑者は、「すみませんでした。私がしたことが罪になることは分かっていました。」などと犯行を認めるような供述を始めたのでした。

私は、どうして被疑者が急に犯行を認めるつもりになったのか不思議でならなかったので、なぜ犯行を認める気になったのか聞きますと、実は、彼は親代わりのお兄さんに育ててもらったようなもので、それで兄に対してはものすごく特別な思いがあるとのことでした。ですから、お兄さんには迷惑を掛けたくない反面、嘘をつき続けることもお兄さんに悪いのではないかという気持ちが錯綜し、それで言えなかったとのことでした。

ただ、先に述べた、勾留数日目にお兄さんの話をした取調べの際、もう本当のことを言おうか、それとも言うまいか悩んでいた時、私が取調べを終わると言ったので、彼は、それでもう話さなくていいと思ってほっとしたとのことでありました。しかし、結局、その後、何日かして犯行を認めたのですから、私も、「だったら、なんでその時に言わないんだよ。」と言いましたところ、彼も、「あと30分長く取調べを受けていたら、きっとその時に



本当のことを話したと思う。」と言いました。それで、私も、そこに答があったのかという気持ちで、「そこで話していたら、余計な手間をかけないで済んだじゃないか。」と笑いながら怒ったように言うと、彼も「本当にすみませんでした。早く話せばよかったのですが・・・」など照れ笑いのような顔をして言っていました。

これなどは、被疑者が本当のことを話してくれたことで、実は、もっと早い段階で真相が解明できていたということが分かったものであります。ただ、家族のあり方は人それぞれであり、何が大切であるかは人によって異なるということを教えられました。通常は、両親こそが一番世話になり、大切に思う存在だと思われませんが、この事件ではお兄さんであったわけで、そういう意味では、家族の誰でもがそのような存在になる可能性がありますし、また、家族でなくても、そのような大切に思う存在になることもあるのだろうなと思います。

### 取調べにおいて被疑者が立ち直るために真実を供述すること(その1)

私が、東京地検特捜部に在籍していた1年目の年末のことです。私は、その際、ある代議士の私設秘書をしている被疑者が詐欺罪で捕まっていたことから、東京拘置所で彼を取り調べておりました。詐欺罪自体は、既に、先輩検事が先に取り調べており、彼もその犯行などは認めておりました。私は、彼に余罪がないかどうかを取り調べてくれという指示を受けて、途中から引き継いで彼の取調べ入っていたのです。

私は、彼に対して、他に悪いことなんかしてないのなどと割とフランクな感じで聞いていたのですが、彼は、「他にはやってないですよ。」などと言って否定しておりました。ただ、こちらも何か余罪を疑わせる材料があって聞いているわけではなく、単に、政治家がらみで問題のあることをしていないかというだけの疑いで聞いているだけですから、強く追及できるような場面でもありませんでした。

そうすると、いきおい話すことがなくなり、沈黙の時間も生まれてきますので、彼は、「検事さんの給料で行ける、いい店を教えましょうか。」などと言ってきました。彼は、政治家の秘書を長年していることから、政治家が接待されたり、逆に接待したりする場面に同席しており、東京内のいろんな飲食店を知っているということでした。私は、それは面白そうだなと思って、彼の話聞くことにしました。当時の私は、検事になって10年にも満たない立場でしたから、当然、給料も高くはないのですが、彼は、いろんな店の名前を挙げて、本来は図面などを被疑者に書かせるための白紙にその店の地図を書いてくれました。彼が言うには、「やっぱり安くていい店があるのは人形町ですよ。」などと言って、焼鳥屋や和食の料理屋などを教えてくれました。実際に、その後、他の検事とそれらの店に行ったこともありましたが、彼の言うことに間違いはなかったですね。

そんなやり取りをしながらも、私は、本来の仕事である余罪の追及は続けており、「もう、政治の世界とは縁を切って、違う仕事にしたらいんじゃないの。新しく人生をやり直すためには、今後捕まるようなことは今全部話してしまっただけで終わらせてしまったほうが

いいだろう。」などと繰り返し説得しておりました。

すると、そのようなやり取りを続けた数日後で、もう年末の御用納めも終わった後だったと思いますが、彼は、ちょっと考えるような仕草をして、「そうですね。もうこれで本当に終わりにしようかと思えます。東京での生活は終えて、田舎に帰って、『〇〇赤チョコッキ』という名前でスナックでもしようかと思えます。」などと言いました。そして、それに続けて、「ですから、もう二度と特捜に捕まることがないように、全部言います。私は、〇〇省のキャリア官僚にお金を渡していました。」と言い出したのです。

私は、それを聞いて唾然としたというのが率直な感じですが、政治家がらみでお金が関わるようなことがあるのではないかとはいっていましたが、よもやキャリア官僚にお金を渡ししていたと想像もしていませんでした。ここでいうキャリア官僚というのは、東大などを卒業して、国家公務員上級職とか、一種とかいわれる公務員試験に合格した幹部候補生として勤務している官僚のことです。

彼がいうには、当該キャリア官僚も自分の代議士の秘書官になったことがあり、それがきっかけで仲良くなり、一緒に呑みに行ったりして付き合いを続けていたとのことでした。そして、そのような気安さから、彼にせがまれるたびにお金を5万円とか10万円とかという金額で渡していたとのことだったのです。要は、キャリア官僚といっても公務員ですから給料が安く、それで自分たちの呑み代や、また、部下に奢ったりするためのお金が必要だったとのことでした。ただ、その総額は100万円以上に上っているということでした。

私は、それは贈収賄事件になると思い、彼に、その内容を自分の言葉で上申書という書面に書いてもらいました。被疑者がこの種のびっくりするような話をした場合には、被疑者の供述が信用できるものであることを担保するため、供述調書をとるように先に、上申書を書かせるのが普通です。そして、彼が上申書を書き上げて、末尾に署名指印して私が受け取ってから、今度は、更に詳しく事情を聞いて、それを供述調書にいたしました。

そして、年末ぎりぎりの時期にそれを上司らにあげて報告し、年明け早々から、当該キャリア官僚の取調べを開始しました。このキャリア官僚については、霞が関にある〇〇省から検察庁に毎日出頭させて取り調べました。彼も、そのような現金の授受についてはすべて認めました。それで、彼らを贈収賄事件の被疑者として立件し、逮捕するかという決断に迫られました。ただ、最終的には、いろいろな事実認定上の問題や法的問題もあることなどから立件は見送りましたので、ここでは事件の内容をこれ以上お話しすることはできません。ただ、その結論でよかったかどうかは今でも私の心の中には燻ぶったものがありますが、そのこと自体はやむを得ないことと考えております。

ただ、お金を渡したと供述した彼は、これで犯罪と一切手を切るという覚悟で話してくれていたものであり、その後、彼が何らかの犯罪に関わったという話も聞きませんから、あの真相を話してくれたことが更生につながったのではないかとはいって思っています。

## 取調べにおいて被疑者が立ち直るために真実を供述すること(その2)

これはある強盗傷人事件の被疑者に関するものであります。大阪市城東区にあるゴルフボールの卸問屋に夜間に二人組の強盗A及びBが押し入り、その経営者をガムテープでぐるぐる巻きにして抵抗できないようにし、その間に、約2000万円分のゴルフボールを強奪したという事件が起きました。

私は、その事件の途中から担当するようになり、前任者は既にAを起訴しており(なお、Aは、親もヤクザで自分もヤクザという立場の者でした。)、私は、その残りの犯人Bを起訴いたしました。自分なりの心証を取り、Bが犯人に間違いないと思って起訴したのですが、弁護側は、公判において、BではなくCが真犯人であると主張してきました。なお、BもCもいずれもヤクザです。

ただ、私は、Bが犯人であるとの心証を持って確信しておりましたので、Cが真犯人であるはずがないと思っておりました。それで、Cが別の詐欺事件で逮捕されてきて弁解録取(略して「弁録」と言います。)をする際、私は、当該詐欺事件以外に、本件の強盗傷人事件についても彼に尋ねることにしました。以下は、その場面です。

上記詐欺事件で逮捕されたCの身柄が到着したことから、私は、すぐに弁録を採るから事件記録と被疑者を自分の取調室に上げるようにと立会事務官に指示しました。すると、Cはすぐに私の取調室に押送の警察官に連れられて上がってきましたが、事件記録は、どこで止まっていたのか分かりませんが、すぐには来ませんでした。

私は、事件記録が来ないので、弁録の手続を進めることは出来なかったものの、Cが目の前にいるので、Cに話しかけました。私は、ヤクザの被疑者に対していつも話しているように、ヤクザなんか止めろ、そんなことをしていてもいいことはない、そのうちに鉄砲玉として使われたり、損な役回りをさせられるだけだ、そんな立場になったヤクザを色々と見ているから、君がそういうことになるのをほっておくわけにはいかないなどと、ヤクザを止めたらどうかなどと話していました。それとともに、どうしてヤクザになったのかとか、どんな生活をしているのかなども聞いておりました。

時間にして20分以上は話していたと思います。Cも私の話に気持ちを開きつつあるような感じで、「検事さん、そう言われても、なかなか難しいんですよ、いろんな義理もありますしね。」などとヤクザを続けなければならない事情などもほのめかしておりました。

そうしているうちに、やっと事件記録が届きました。それで、私は、逮捕事実を読み上げて、何か弁解することはあるかと尋ねたところ、そのとおりに間違いありませんということであったので、そのことと、弁護人を選任できることを告げて、弁録を作成しました。

その上で、「ところで君に聞いておきたいことがあるんだけど。」と切りだし、ゴルフボール強奪事件の話聞くことにしました。そこで、私は、「君は、〇〇組のAというヤクザを知っているよね。」と聞きました、すると、Cは、「ええ、知っていますよ。〇〇組の組長の息子ですよ。同じヤクザですから知ってますわ。」などと答えました。

それで、私は、「じゃあ、君は、そのAと一緒にヤマを踏んだことはないか。」と、Aと共犯で何らかの事件を起こしていないかと聞いたのです。すると、Cは、「そんなことしてませんよ。そんなことはありません。」と明確に否定したのです。私は、それを聞いて、本当に安心し、よかった、やっぱりAの共犯はBに間違いない、Cは犯人じゃないと思ったのでした。

ただ、それでも、形の上では、Aとの事件があるんじゃないか、それを追及しているんだぞという雰囲気、「そんなことないんじゃないの。何かやってるだろう。」と言うと、Cは、「そんなことはありませんよ。」と否定を続けました。

それで、私は、Cに、「では、Aが今どうなっているか知っているか。」と聞くと、「ええ、知っていますよ。ゴルフボールを取ったか何かで捕まっているんでしょ。」というので、私は、「そうだよ。そこで、君もその事件をAと一緒にやっているんじゃないのか。」と聞きました。まさに核心を聞いたのです。

すると、Cは、「そんなことやっていませんよ。」と明確に否定しました。

私は、これで完全に安心し、やっぱり犯人はBに間違いない、よかったと思い、「じゃあ、今聞いたことを調書に採るからな。」と言って、立会事務官に口授して、手書きで調書を書いてもらいました。当時は、パソコンはおろか、ワープロも十分には普及していない時代でした。

私は、Cの供述として、Aとの関わり合いの切掛けやその後の付き合いの状況などから、Aが行った犯行でCが知っている事実や、それでもAとは一度も犯罪と一緒にやったことはないなどということを順次、口授して事務官に書いてもらっておりました。

すると、後わずか、ものの数行で、その調書をとり終えるという段階まで来たときに、Cは、俯き加減になりながら、「検事さん、ちょっと聞きたいんですけど、Aがやって今捕まっている件では、Aは何年くらいの刑になるんですか。」と聞いてきたのです。私は、なんでAの今の事件の刑を聞く必要があるんだ、自分とは関係していないと言ったじゃないかと、少々ドキドキしながら、「そりゃ、重いよ。強盗傷人だからね。判決で10年はいくんじゃないかな。」と言いました。実際のところ、被害者の怪我は軽かったものの、被害金額が高額ですから、求刑であっても10年程度は予想されたので、そのようにちょっと重めに言っておいたのです。

すると、驚いたことに、Cは、何か考え込むような態度になって、俯いて黙ってしまったのです。私は、Cがこのゴルフボールの件で関わっているようなことはないと言ってくれと思いつつも、形の上ではAとの共犯事件を追及しているような態度をとっていたことから、「ほんとは、Aと何かやってるんだろ。」などと厳しめの口調で追及しました。ただ、私の心の中では、何もしていませんと言ってくれと祈っていたのです。

ところが、Cは、口ごもっていて話そうか話すまいかと迷っている様子がかがわれました。私は、仕方がないので、追及するしかなく、「ほんとは A とヤマを踏んだことがあるんだろう。」と言うと、C は、「すみません。一度だけやったことがあるんです。」と言っ

てきました。私は、仮に何かAと事件を起こしていてもゴルフボールの件でさえなければよいので、「いつ頃の事件なんだ。」と聞くと、「1年ちょっと前の10月頃です。」と言ってきました。それは、ゴルフボールの事件の時期であり一致してしまいました。さらに、「場所はどこなんだ。」と聞くと、「城東です。」というので、これはゴルフボールの件じゃないかと思い、「じゃあ、ゴルフボールをAと強奪したのは君か。」と聞くと、「すみません、私がAとやりました。」とはっきり言ったのです。

私は、そのとき、本当に絶望的な気持ちになりました。とうとう人違いをやって、犯人でない者を起訴してしまった、これは検事を辞めなければいけないかと暗澹たる気持ちに陥りました。

ただ、それでも3人組の事件になればいいので、「その卸問屋に入ったのは、3人だったんじゃないか。」と持ち掛けたところ、Cは、「いいえ、私とAだけです。」とそっけなく他の人物の登場を否定してくれました。また、それでもBが共謀で入れればいいので、「では、その事件を誰かと相談したりしていないか。」と聞くと、「いいえ、Aと私の二人で相談してやったことで、他の誰にも相談していません。」とはっきり否定してくれたのです。

私は、さすがにこれではもうBは登場しないかと思い、その段階で、初めてCに、「じゃあ、君は、B というヤクザは知っているか。」と聞くと、Cは、「ええ、知っていますよ。△△組のヤクザですよ。」と答えるので、「では、B が今どうなっているか知っているか。」と聞くと、「いいえ、知りません。」というので、私は、「実は、A と一緒にゴルフボールを強奪したのはB だとして、B を起訴してしまっているんだ。」と言うと、「そうですか、それなら直してください。A とそれをやったのは私ですから。」とけろっとして言うのです。

私は、もはやCが真犯人に違いないと思いましたが、それで、「じゃあ、聞くけど、君も今まで前科があるわけだから、私が口授した調書がもうすぐ終わりで、それに署名指印をすれば君はAとの事件は何もやっていないということで終わることが分かっていただろう。そうなれば君自身は助かることが分かっていたはずだ。なぜ、わざわざ本当ことを言おうと思ったんだ。」と聞きました。私としては、この時に真実を話そうと思ったCの気持ちが理解できなかったのです。

すると、Cは、「じゃあ言いましょう。検事さん、その調書に私が署名したら、その後、その調書は、検事さんの役所の中で回って、上の立場の人も見るとでしょう。でもね、その調書は嘘なんですよ。だって、私がAとやっているですから。そうなると、いずれ、その調書が嘘だと分かります。そうなったとき、検事さん、あなたに下手を打たせることになるんで、それはできないと思ったんです。」と言いました。

私は、それを聞いたとき、涙が出るほど嬉しかったのを覚えております。そんな理由で、共犯者が10年の懲役を食らうという事件の犯人の一人が自分であるということ言うのかと思ったのです。弁録を採る前に、Cとそこそこの時間話していたことから、気持ちが通じていたことによるものだろうとは思いますが、それにしてもありがたい思いやり

でした。ただ、それともに、ものすごく辛いことでもありました。

それで、私は、「君が真犯人であって、Bが犯人でないことが分かった以上、私は、Bを起訴して既に10か月近くも勾留してしまっているから、その責任を取って検事を辞めなければならないと思う。」と言ったのです。すると、Cは、初めて私の置かれた事態の深刻さが分かったようで、「それだったら、今話したのは、なしにしてください。」と言ってきましたが、私は、「そんなことができるか。私のことはともかく、君のやったことについては、これから詳しく聞くことになるから。」と言いました。

それで、私は、簡単ではありましたが、Cが真犯人であって、Bは、この事件に関係ないことなどを調書に採って、Cの署名指印をもらいました。

このような経緯で自分が本当の犯人であることを述べたCに対しては、その後、Aとの共犯事件である強盗傷人の犯人として起訴しました。法廷でもCは全面的に認めて6～7年くらいの実刑判決を受けて服役しました。

私も検事を辞めるかどうか迷いましたが、最終的には、色々なことがあって、検事を辞めるのを止めたため、結局、35年間も検事をするようになったわけです。

そして、そのようなことがあってから20年程経過した後のことでもあります。

私は、その頃、大阪地検の公安部長になっておりました。そして、いつものように執務していたところ、受付から電話が掛かってきました。その受付が言うには、「今、ここに部長にお会いしたいという方が来ています。名前をCさんと言われておりますが、部長はどうされますか。」と聞いてきました。

その時、受付は、Cの苗字だけを言ったのですが、その苗字だけでも私が忘れるはずはなく、あのCだとすぐに分かりました。それで、私は、受付に「すぐに部長室に来るように伝えてください。」と言いました。

それで、間もなくのうちに、部長室に中年の男が入ってきましたが、20年経っても忘れることのない顔であり、あの時のCがそこにおりました。私は、Cにソファを勧め、「あれからどうしていたんだ。」と聞きました。Cは、「検事の異動は新聞に載っていますから、城検事が部長になられてここにいることは前から知っていました。ですから、早く挨拶に来なければとは思ったものの、それでも敷居が高いので今日までこれなかったのですが。」と切り出し、「私は、あの事件で服役して、出所した際に、ヤクザから足を洗いました。その後は、ヤクザ稼業は一切しておりません。それで、現在は、給食の配達業のような仕事をしています。」と言って、社名や肩書の書かれた名刺を出してきました。

私は、彼が堅気になってくれて、普通に仕事をしてきていることを聞いて、心の底から喜びが湧き上がってきました。私がまったく違う意図で取り調べていたのに、本当のことを話した上、最後までその刑責を認めて罪を償ったのみならず、その後、ヤクザを止めてくれてまっとうに人生を送っている姿を見れて、こんな嬉しいことがあるのかと思いました。

私は、「これからのいろいろあるかもしれないけど、もう二度と悪いことだけはしないでくれよ。」と言うと、Cも、「もちろんですよ。」と言って笑っておりました<sup>3</sup>。

この事例も、取調べが被疑者の更生を助けたことになる一例ではないかと思います。

### どうして被疑者は取調官に真実を話すのか

被疑者は、自己の犯行について本当のことを話せば有罪になり、場合によっては実刑になるにもかかわらず、どうして取調官に真相を告白するのでしょうか。私も後輩の検事から、「どうやったら被疑者を割ることができるのですか。秘訣を教えてください。」と聞かれたことは、それこそ何度もあります。その際に、私が言うのは、「それは愛だよ。」と言いますと、誰しも、「またあ、そんな冗談を。本当のことを教えてくださいよ。」などと言います。

しかし、私は、被疑者がなぜ取調官に本当のことを言うのかという点について、自分なりに思うこととして、それは、被疑者が取調官を好きになるからだと思っています。それは男性、女性に対する恋心の好き嫌いではなく、その取調官が情熱をもって真剣に取り組んでいる姿を好きになるから、自分の不利益なことでも、つい言ってしまうという心理ではないかと思っています。「情熱に心を打たれる」という言葉がありますが、これに近いものだろうと思います。そして、その際に、取調官が被疑者の将来のことや家族のことに思いを馳せて心配し、そして、人として良くなって欲しいという気持ちが本当に通じたときに、被疑者はこの人には本当のことを言おうと思うのだと、私は考えております。

そもそも、被疑者は、この取調官に心を開いてよいものか、本当に信頼してよい相手であるのか、悩みながら、また、値踏みしながら取調べを受けているのですから、まさに取調官の人柄や考え方、度量の広さや誠実さなど、あらゆるものが見られ、値踏みされ、評価されているのだと思います。そんな中で、自分の人生をこの人に託そうと思ったとき、もうこれ以上、迷惑をかけるのを止めよう、本当のことを言おうとするのだと思います。

もちろん、証拠関係が頑丈にできているような事件であれば、被疑者の諦める速度が速くなると思いますが、先にも述べたように、そのことだけで本当のことを話そうという気持ちに至るといってもいいと思います。

このような被疑者の心理を導きだせるかどうかとして、取調官側に求められるのは、自分の担当する被疑者を愛することができるかということだと思います。放火事件の際にお話ししたことではありますが、被疑者は、自己防衛をするために、闘いモードで取

---

<sup>3</sup> なお、この事件については、捜査の始まりから、C が真実を供述した後の捜査内容等を含めて、その全体の詳細について、東京法令出版(株)から出されている雑誌である「捜査研究」2022年4月号58頁以下に書いております。

調べに臨んできております。そうなる態度も悪い、言い方も挑戦的である、可愛げがないなどと、およそ話もしたくない相手になっていることも多いのです。それでも、この被疑者が落ちた時には、正反対の態度になると知っている取調官は、ある意味余裕をもってこのような被疑者の取調べに臨むことができます。まあ、そんなに無理して突っ張るなよと言葉で言うかどうかはともかくとして、心の中でそう言えるだけの余裕がなければ、被疑者を割るということはできないと思います。

これについて言葉を変えて言えば、そんな態度の被疑者であっても「愛することができるか」として試され、問われることになるのです。ですから、後輩の検事から聞かれた時に、「愛だよ」と答えるのは、半分は冗談めかして言っていることではありますが、取調官側に被疑者を愛することができる余裕がなければ、被疑者も取調官を好きになることはないのです、被疑者を割ることなどできないということなのです。

被疑者に限らず、誰でもそうだと思いますが、自分のことを愛してくれる人、信じてくれる人には好意をもって話すことができますし、嘘を言うことも少なくなるでしょう。ましてや被疑者として取調べを受けている側であれば、自分のことを憎んでいるような取調官に本当のことを言おうと思うはずがないでしょう。私は、そのような被疑者の気持ちに沿えるような態度をとれる取調官でなければ、被疑者も本当のことを言わないのではなにかと思っております。

いずれにせよ、真相を話せば自分が不利益になる、でも、この取調官なら、必要以上の不当なことはしないに違いない、この取調官であれば、自分の人生のあり方を託してもいい、それくらい好きであるという気持ちになった時に、被疑者は、真相を話してくれるものだと思っております。

バブル経済の後始末のような事件で、5回の検察官逮捕を繰り返した事件がありました。私も、その際、共犯者の一人の身柄を担当しましたが、当初の事件は、被疑者の一人が海外に出国しそうなおそれが生じたことから、急な展開となってしまい、形式的な犯罪で逮捕してしまいました。そのため、再逮捕する事件が必ずしも判明していませんでした。それゆえ、最初の事件の勾留延長満期までに、事案の全貌に絡むような事件の解明が求められていました。

私が担当した幹部被疑者から、事件全体を明らかにするような供述を得られたのは、勾留延長後の15日目くらいだったと思います。被疑者の自筆の上申書によって、事件の全貌がほぼ分かるようになり、その後の再逮捕等の展開も容易になりました。

この被疑者の供述も、私の熱意に応えてくれたものだったと思います。間違っていたら正せばいい、一番いけないのは、間違っただまにしておくことだなどと、青臭いことなども含めて色々言ったと思います。どの言葉がその被疑者の心の琴線に触れたのかはもう覚えておりませんが、その結果、その被疑者は、私のことを非常に慕ってくれました。

この事件では、先に言いましたように、5回の検察官逮捕を繰り返しましたが、その



罪名はほとんど違っていたはずですが、1回くらいは同じ罪名のものがあつたと思います。次々と新しい事件に展開させておりました。そのため、いずれも勾留延長をしておりましたから、勾留期間だけでも100日、更に、逮捕中の日などが最低でも5日はありますから、合計して、108日くらいは身柄拘束が続いていたように思います。そして、その間、私は一日も休むことなく拘置所に通って被疑者と顔を合わせておりました。本当に一日も休むことなくです。もちろん、取り調べなければならない事項も多かったのですが、それよりも、そのように毎日行くことが、自分を信頼してすべて本当のことを話してくれている被疑者に対する思いを表すことになるからと思っていたのです。

そして、ついに最後の起訴が済み、その翌日からはもう拘置所に来ないという日が来ました。私が彼に「今日で取調べは終わりだ。明日からはもう来ないから。」と言うと、彼は、「そんなこと言わないでくださいよ。明日からも来てくださいよ。いいじゃないですか。」とすがりような感じで言ってきました。しかし、私は、「もう100日以上も来ているんだから、ぼくも休む。起訴も済んでしまうんだから。」と笑いながら言いますと、彼も、「そうですね。長い間、本当にありがとうございました。検事さんと会えて本当に良かったです。」と私の苦勞をねぎらってくれました。

もちろん、彼は法廷でも同様の供述を維持しており、有罪判決を受けております。

このように、被疑者との間で心を通い合わせることができるかどうか、それは取調官側の意識や度量が試されていることだと私は思っております。

いずれにしても、このような取調べが被疑者の更生を手助けするものであることに間違いはないでしょう。